

国民年金基金連合会の年金給付及び一時金給付に関する公告

当連合会は、年金給付及び一時金給付の裁定請求について、次のとおり公告いたします。
なお、詳細については当連合会へお問い合わせください。

令和3年4月26日

東京都港区六本木6-1-21

国民年金基金連合会

理事長 松下 睦

老齢年金及び遺族一時金の裁定請求の取扱いについて

国民年金基金連合会の老齢年金及び遺族一時金（解散基金加入員への給付を含みます。）の裁定請求に関する取扱いは、下記に掲げる事項に基づき行います。

なお、審査基準に適合しない場合には、老齢年金及び遺族一時金が支給されないことがありますのでご注意ください。

記

1. 審査基準

(1) 支給要件

- ① 老齢年金は、国民年金基金連合会規約（以下「連合会規約」という。）第34条から第35条、第37条から第43条及び第45条から第50条（解散基金加入員への給付の準用を含みます。）に基づき支給します。
- ② 遺族一時金は、連合会規約第34条、第36条、第37条、第39条から第42条、第43条、第51条及び第52条（解散基金加入員への給付の準用を含みます。）に基づき支給します。

(2) 老齢年金及び遺族一時金の裁定請求書の必要事項の記入

- ① 老齢年金の裁定請求書には、加入員番号、氏名、性別、生年月日、住所、年金の受取方法、老齢基礎年金の繰り上げの有無、支給停止の有無を必ずご記入ください。
- ② 遺族一時金の裁定請求書には、加入員番号又は年金書記号番号、氏名、生年月日、死亡日、死亡した加入員の住所、請求者の氏名、続柄、一時金の受取方法、生計同一者の有無を必ずご記入ください。

(3) 添付書類

- ① 老齢年金の裁定請求書には、生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本^{*1}、加入していた国民年金基金の加入員証、老齢基礎年金の繰り上げ受給している方は、年金証書の写し又は支給額変更通知書の写し、共済年金に20歳以前より加入していた方は年金加入期間確認通知書の写しをそれぞれ添付してください。

② 遺族一時金の裁定請求書には、死亡日確認及び続柄確認のため戸籍の謄本^{※2}、生計同一確認のため死亡者と請求者の住民票、死亡された方の加入員証又は年金証書をそれぞれ添付してください。

※1 当連合会において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（地方公共団体情報システム機構が住民基本台帳ネットワークシステムに保存している本人確認情報）の提供を受けることにより本人の生年月日の確認が行われている方については、住民票等の添付が不要となります。

※2 死亡者の死亡日を明らかにすることができる書類又は請求者と死亡者との関係を明らかにすることができる書類として、戸籍の謄本に代えて、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付することができます。

2. 標準処理期間

老齢年金又は遺族一時金の裁定請求書が当連合会に到着してから、国民年金基金連合会年金証書又は一時金支給決定通知書を送付するまでに、2ヶ月の裁定事務を要しますのでご了承ください。